# サイクルメイトの概要

CYCLE BASE ASAHI

**※キッズサイクルメイト（18 インチ以下のお子様用自転車対象）につきましては①、④、⑤、⑥の特典期間が 2 年間となります。**

## ①自転車盗難補償　3 年間

ご購入の自転車が、購入日より 3 年以内に盗難に遭った場合は、お買い上げと同価格の自転車をお渡しします。（オプション品含まず）

＜お客様ご負担額＞ 上記補償実施の際には、下記のとおりご負担いただきます。

＜電動自転車以外の自転車＞

| | |
|---|---|
| 1年目 | 税込本体価格の20% |
| 2～3年目 | 税込本体価格の40% |

＜電動自転車＞

| | |
|---|---|
| 1～3年目 | メーカー希望小売価格の（充電器含む）の20% |

※キッズサイクルメイト対象車（14～18インチの幼児車）は2年間の補償となります。

＜盗難が発生した場合＞

自転車が盗難された場合には、直ちに最寄りの警察署もしくは交番に“盗難届”を提出してください。届け出は必ずサイクルメイト有効期間中にしなければなりません。期間後の届け出は無効となります。盗難車が発見された場合は、ただちに購入店へご連絡ください。尚、盗難補償手続き後、盗難自転車の所有権は当社に移転することとなります。
※詳しい手続きは裏面をご覧ください。

※新しくお渡しする自転車と、盗難事故車との金額に差額が生じる場合には、その差額をご負担いただきます。（モデルチェンジによる差額発生も含む。）
※新しくお渡しする自転車の価格が、盗難事故車の価格を下回った場合でも、差額分の返金はございません。
※電動自転車以外の自転車をご購入の場合は、新しくお渡しする自転車も電動自転車以外の自転車に限ります。また、電動自転車をご購入の場合は、新しくお渡しする自転車も電動自転車に限ります。

＜補償のできない場合＞

加入者の故意・重大な過失・置き忘れ・紛失・公権力の行使・地震・風水害・詐欺・横領に起因するもの。自転車本体の構成部品（サドル・車輪等）・オプション部品・用品等の盗難の場合。事故等による自転車本体の全損の場合。日本国外で盗難に遭った場合。
・警察への盗難届日が、サイクルメイト加入日より 3 年を過ぎている場合。（キッズサイクルメイトの場合は 2 年を過ぎている場合）
・警察へ盗難届を出してから、盗難補償で新車をお渡しするまでの間に、盗難された自転車が発見された場合。（発見された自転車が損傷しており、当社で算出する修理代金が免責額を超える場合は、盗難補償が受けられます。）
・他の保険を利用して自転車（代替車）を受け取られた場合。

## ②傷害補償および賠償責任補償（青色TSマーク付帯保険）1 年間

| 賠償責任補償 | 傷害補償 | |
|---|---|---|
| 死亡・重度障害（1～7級） | 入院 15 日以上 | 死亡・重度障害（1～4級） |
| 限度額 1000 万円 | <一律>1 万円 | <一律>30 万円 |

※補償内容の詳細につきましては裏面をご覧ください。
※2 年目以降は継続手続きにお越し下さい。（継続料 500 円（税抜））

## ③防犯登録　7 年間～ 15 年間

ご購入自転車の車体番号・防犯登録番号などが 7 年間～ 15 年間（都道府県による）警察に登録されます。

## ④無料点検　3 年間

自転車購入日から 3 年間の無料点検の実施。点検回数に制約はございません。
店舗への持ち込みに限ります。（全国の店舗でご利用いただけます。）
別途修理代金等がかかる場合がございます。
※無料点検を受ける際は、サイクルメイト加入者証をご提示ください。

## ⑤修理工賃の 10% 割引　3 年間

お会計時に加入者証をご提示いただくと、割引きが受けられます。（全国共通）
（サイクルメイトに加入された自転車に限らず、お持ち込みいただいた全ての自転車が対象）
※加入者証の使用は、本人もしくはその家族に限ります。

## ⑥部品・用品購入時の 10% 割引　3 年間

お会計時に加入者証をご提示いただくと、割引きが受けられます。（全国共通）
※加入者証の使用は、本人もしくはその家族に限ります。
※電動自転車のバッテリー・充電器は 5%引きとなります。
※下記については割引きの対象外です。

ご加入時の電動自転車本体に付随の充電器・配達料・自転車引き取り手数料
防犯登録料・部品交換差額・書籍

盗難に遭われた場合の手続きは裏面をご覧ください。
※盗難補償実施後は、⑤･⑥のみ引き続き有効ですが、①～④は無効となります。
※盗難補償でお渡しした自転車（サイクルメイト加入）が盗難に遭い、新車をお渡しする際には、サイクルメイトへの再加入はできません。
サイクルメイトは日本国内での利用に限ります。

# ＴＳマーク付帯保険の補償内容と支払対象　1 年間

## 補償の有効期間

●TS マークに記載されている点検日から1年間です。

○2年目以降は継続手続きにお越し下さい。（継続料 500 円（税抜））
点検が必要となりますので、自転車をお持ち込み下さい。
※別途修理代金が必要な場合がございます。
○TS マークに点検日と自転車安全整備士の登録番号が記載されていない場合は無効となりますのでご注意下さい。

## 事故の手続きなど

○事故が起きたらすみやかに最寄りの警察署へお届け下さい。
○保険の請求手続きは、購入店又は、三井住友海上火災保険（株）事故受付センターへ連絡してください。
【 事故受付センター　0120-258-189 】
（24 時間電話受付）

| 区分／項目 | 賠償責任補償 限度額 1,000 万円 | 傷害補償 死亡又は重度後遺障害に対し　一律 30 万円 | 傷害補償 入院加療 15 日以上の障害に対し　一律 1 万円 |
|---|---|---|---|
| お支払いの対象 | サイクルメイトに加入している自転車に搭乗中の人が第三者に死亡又は重度後遺障害（1～7級）を負わせたことにより法律上の損害賠償責任を負担した場合に支払われます。<br>※対物損害は対象外です。 | サイクルメイトに加入している自転車に搭乗中の人（同乗者も含まれます）が国内で事故によって事故の日から 180 日以内に死亡又は重度後遺障害（1～4級）を被った場合に支払われます。 | 左記の事故によって、入院加療 15 日以上の傷害を被った場合に支払われます。 |
| お支払いの対象 | ※搭乗中の人は自転車の持ち主である必要はありません。<br>※搭乗中とは、自転車から降りて押し進めている場合も含まれます。<br>※事故は道路で起きたものに限られません。<br>※重度後遺障害とは自賠法に定められている後遺障害等級 1 級から 7 級（傷害補償については 1～4 級）までをいいます。<br>例えば半身不随で介護を要するようになった場合。<br>両耳の聴力を全く失った場合。<br>両手の手指の全部の用を廃した場合。<br>両眼の矯正視力が 0.06 以下になった場合。 | ※賠償責任の当事者は搭乗中の本人のほか、本人に代わって賠償責任を負う親権者、雇い主が含まれます。 | |
| お支払い出来ない場合 | ○対物損害。<br>○盗んだ自転車等、正当な権利を持たない自転車に搭乗している間に起きた事故。<br>○道路以外の場所で競技・興行（練習を含む）のため自転車に搭乗している間に起きた事故。<br>○自転車搭乗者の故意による事故。<br>○地震・噴火・津波による事故。 | ※同居の親族に対する賠償事故。<br>※同乗者に対する賠償事故。 | |

## 盗難に遭われた場合

**1** 警察（交番）に盗難届をご提出ください。

必要な物
・印鑑（認印）
・防犯登録カード

**2** 警察署に盗難届受理番号を聞いてください。

受理番号は盗難届を提出してから約 4 ～ 6 日後に届け出を提出した警察署（交番に提出した場合は所轄の警察署）へお問い合わせください。

**3** 受理番号が分かりましたら店舗へご来店ください。

必要な物
・印鑑（認印）
・防犯登録カード
・サイクルメイト加入者証
・販売総合カルテ
・受理番号

※警察への盗難届日がサイクルメイト期限を過ぎると、盗難補償が受けられませんのでご注意ください。
※防犯登録カードを紛失された場合は、警察へお問い合わせください。